

住宅第 2294 号
平成18年3月27日

各支庁経済部建設指導課長 様

建設部住宅課長

北海道営住宅使用料の減免審査に係る年金収入等の調査について
道営住宅使用料に係る減免申請者の収入のうち、北海道営住宅条例施行規則
別表第2の注に規定する年金又は扶助料（特定支給額）に係る官公署への照会
については、今後、次のとおり事務を取り進めてください。

記

- 1 官公署への照会を行う場合は、当該照会を行う道営住宅入居者又は同居者から「道営住宅家賃及び敷金の減免等に関する事務取扱要領」第5の(8)に規定する「同意書」を徴収すること。
- 2 官公署への照会は、別紙1の照会文書により、別紙2の「道営住宅使用料減免申請者に係る年金収入等状況一覧表」及び上記「同意書」を添付して行うこと。
- 3 上記一覧表には、照会を行う道営住宅入居者又は同居者の氏名、フリガナ、住所、生年月日及び基礎年金番号を記載し、照会を行う年金等以外の項目は削除する（若しくは斜線を引く）こと。
- 4 照会先は、年金等の種類に応じてそれぞれ次の官公署とすること。
 - (1) 障害基礎年金、遺族基礎年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金
照会を行う入居者又は同居者の住所を管轄区域とする各社会保険事務所
 - (2) 老齢福祉年金
北海道社会保険事務局（年金課）
 - (3) 恩給（遺族給付）

恩給の種類等により、各管轄市町村等

なお、照会先のうち各社会保険事務所及び北海道社会保険事務局は、照会方法等について事前協議を行い、了承済であるが、恩給を所管する官公署は、恩給の種類や退官した場所等により異なるため、当課において事前協議を行っていないので、必要な場合は個別に協議を行うこと。

（住宅管理グループ（家賃））

同 意 書

私は、道営住宅使用料の減免を申請するにあたり、道が私の申請に対する審査のため必要があるときは、私の減免審査の対象となる年金等の状況につき、関係官公署に必要な書類を閲覧させ、又はその内容を記録させることを求めることに同意します。

平成 年 月 日

住 所

フリガナ

氏 名



生年月日

基礎年金番号

北海道 支庁長 様

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

〇〇社会保険事務所（局）長 様
（又は管轄する官公署長）

北海道〇〇支庁長

北海道営住宅使用料の減免審査に係る年金収入等について（照会）
道営住宅使用料に係る減免申請者の年金収入等の状況について、公営住宅法
（昭和26年法律第193号）第34条の規定に基づき、別紙一覧表により回答を
お願いいたします。

記

添付書類 ○道営住宅使用料減免申請者に係る年金収入等状況一覧表
○本照会に関する減免申請者の同意書 ○部

（〇〇部建設指導課〇〇〇〇）
連絡先〇〇〇—〇〇〇〇

道営住宅使用料減免申請者に係る年金収入等状況一覧表

フリガナ 氏名	住所	生年月日	基礎年金番号	年金等受給額（照会時における年間受給予定額）					
				障害基礎年金	遺族基礎年金	障害厚生年金	遺族厚生年金	恩給（遺族給付）	老齢福祉年金

※ 「年金等受給額」欄に記載をお願いします。

※ 障害基礎年金＝国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金
遺族基礎年金＝国民年金法（昭和34年法律第141号）による遺族基礎年金
障害厚生年金＝厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金
遺族厚生年金＝厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による遺族厚生年金
恩給（遺族給付）＝恩給法（大正12年法律第48号）第2条第1項に規定する扶助料
老齢福祉年金＝国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金